

特定小売供給約款の変更認可申請の補正に係る
経済産業大臣からの意見聴取への回答について（案）

令和 5 年 5 月 1 7 日
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課

（趣旨）

令和 4 年 1 1 月及び令和 5 年 1 月に、みなし小売電気事業者から経済産業大臣に対して行われた特定小売供給約款の変更認可申請（以下「本申請」という。）について、各事業者から経済産業大臣に対して、本申請に係る補正（以下「本補正」という。）が行われた。これを踏まえて、経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会（以下「当委員会」という。）に、本補正に係る意見聴取があり、本日、料金制度専門会合で本補正の確認を行ったところ、当委員会の対応方針について御審議をいただきたい。

1. 経緯

令和 4 年 1 1 月及び令和 5 年 1 月に、電気事業法等の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 7 2 号。以下「改正法」という。）附則第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、以下に掲げるみなし小売電気事業者（7 者。以下「申請者」という。）から経済産業大臣に対し、本申請が行われた。

- ・北海道電力株式会社
- ・東北電力株式会社
- ・東京電力エナジーパートナー株式会社
- ・北陸電力株式会社
- ・中国電力株式会社
- ・四国電力株式会社
- ・沖縄電力株式会社

その上で、2 0 2 2 1 1 2 4 資第 5 号、2 0 2 2 1 1 2 8 資第 2 0 号及び 2 0 2 3 0 1 2 3 資第 6 号のとおり、改正法附則第 2 5 条の 5 第 1 項第 1 号の規定に基づき、経済産業大臣から当委員会に、本申請に係る意見聴取があった。

これを踏まえ、当委員会では、料金制度専門会合において計 1 6 回にわたって厳格かつ丁寧に審査を行い、本年 4 月 2 7 日に、当委員会としての本申請に係る査定方針案を取りまとめ、経済産業大臣に対して意見回答（二次回答）を行った。

その後、経済産業省と消費者庁との協議を経て、本年 5 月 1 6 日に、「物価問題に関する関係閣僚会議」が開催され、本申請に係る査定方針（以下「査定方針」という。）が了承された。これを受け、同日、申請者が経済産業大臣に対し、査定方針を踏まえた本補正を行うとともに、経済産業大臣から当委員会に、2 0 2 3 0 5 1 6 資第 1 号のとおり、本補正に係る意見聴取があった。

2. 当委員会の対応

当委員会は、料金制度専門会合において、本補正が査定方針を適切に反映したものであるか、中立的・客観的かつ専門的な観点で確認を行うこととした。

その上で、本日（５月１７日）開催された料金制度専門会合（第４５回）において、本補正が査定方針を適切に反映したものであることが確認された。

これを踏まえ、別紙のとおり、当委員会から経済産業大臣に対して回答を行うこととしたい。

3. 参照条文

●電気事業法等の一部を改正する法律（平成２６年法律第７２号）附則

（みなし小売電気事業者の特定小売供給約款）

第十八条 みなし小売電気事業者は、（中略）特定小売供給に係る料金その他の供給条件について、（中略）特定小売供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二 料金が供給の種類により定率又は定額をもって明確に定められていること。

三 みなし小売電気事業者及び電気の使用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3～8（略）

第二十五条の五 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

一 附則（中略）第十八条第一項（中略）の認可をしようとするとき。

二～六（略）

2 委員会は、前項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

経 済 産 業 省

20230516電委第2号
令和5年●月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

特定小売供給約款の変更認可申請の補正に係る意見（回答）

令和5年5月16日付け20230516資第1号により、貴職から当委員会に意見を求められた電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第18条第1項の規定による特定小売供給約款の変更認可申請に係る補正（以下「本件」という。）について、当委員会として、以下のとおり回答します。

記

本件について、認可をすることに異存はありません。

以上